

中小企業組合における通常総会の 招集時期の変更について

- 全国中央会 -

平成19年4月1日に施行された改正「中小企業等協同組合法」及び改正「中小企業団体の組織に関する法律」の下記事項（概略）について、お知らせいたします。

記

各組合における定款変更の手続（総会の議決、行政庁の認可）を経て、定款を変更すれば、事業年度終了の日から3か月以内の通常総会の開催も可能であり、税務申告については、申告期限の1か月延長の特例を受け、3か月以内に申告することも可能である。

したがって、来年度以降、決算関係書類等の作成に十分な時間を割くためには、通常総会の招集時期について定款変更を行い、その事業年度終了の日までに申告期限の延長の特例の申請を行うことにより対応できる。

（参考条文等）

1. 中小企業組合における通常総会は、毎事業年度1回招集しなければならないが、法律は2月以内に招集することを求めておらず、各組合の定款の規定に従って行われているものである。

中小企業等協同組合法

（通常総会の招集）

- 第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

定款参考例

（総会の招集）

- 第 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2. 法人税法では、法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならないこととされているが、法人が確定申告書を2月以内に提出することができない常況にあると認められる場合には、所轄税務署長は、その法人の申請（税務手続の案内は、http://www.nta.go.jp/category/youshiki/houjin/annai/1554_12.htm）に基づき、確定申告書の提出期限を原則として1月間延長することができる（法人税法第75条の2）。

確定申告書の提出期限が延長されると、納付期限も延長されるが、本来の提出期限から、その延長された期限までの間の法人税の未納期間については、利子税が課されることとなる。申告実務においては、本来の提出期限内に法人税の本税相当額を納付することにより、実質的に利子税の負担を回避することが可能となる。

3. 地方税である法人事業税についても、都道府県に対する同様の手続が必要である（地方税法第72条の25第3項ほか）。

4. 消費税については、納付期限の延長の措置は認められていない（消費税法第45条）。

本件に対するお問い合わせは：

全国中央会 政策推進部 TEL (03) 3523・4902

